## △ご注意ください!

# 今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は令和7年7月31日まで有効です

とっても カンタン! 医療機関等を受診の際は

# マイナンバーカード

をご利用ください



# 受 付



マイナンバーカードを カードリーダーに 置いてください。



カードリーダーで マイナンバーカードを 保険証として登録 できます!



# 2 本人確認

顔認証または 4ケタの暗証番号を入力してください。

#### 顔認証



暗証番号



# 3 🕏 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。





※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!



## マイナンバーカードを保険証として利用するための 登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

#### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

- ■申請方法は選択可能です
- ① 役場戸籍係窓口にて
- ② オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ③ 郵便による申請
- ④ まちなかの証明写真機からの申請



#### STEP2.

#### マイナンバーカードを 保険証として登録

- ■利用登録の方法
- ① 役場ほけん年金係窓口にて
- ② 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー)で行う
  - ③ 「マイナポータル」から行う
- ④ セブン銀行ATMから行う





## マイナンバーカードを使うメリット

### ① より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の 状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。 また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

### ② 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除できる

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を 超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



東彼杵町